

久喜市不利益処分の審査請求の審査に関する規則の一部を改正する規則  
久喜市不利益処分の審査請求の審査に関する規則（平成22年久喜市公平委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第38条第1号中「、日当及び宿泊料」を削る。

様式第7号中「3年以下の懲役又は10万円以下の罰金（地方公務員法第61条）に処せられる」を「地方公務員法第61条第1号の規定により罰せられる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。